

入学前既修得単位の認定について(学部1年次新入学)

入学前既修得単位認定に関する説明会

(対象) 本学入学前に大学・短大等の高等教育機関にて単位を修得していて、本学入学後に単位認定を希望する学部1年生新入生

(時間) 2018年4月2日(月) 16:40~17:40

(会場) C304 室

(内容) 本書類をもとに、申請手続きについて説明いたします。

入学前既修得単位の認定について、以下の要領に従い申請手続きを行ってください。

1. 申請期限:2018年4月13日(金)17:00

2. 申請先:学務部 4番窓口(教務) 下記申請書類を直接持参のこと

3. 申請書類

- ①他の大学等の修得単位等に係る単位認定申請書(本学所定書式)
- ②成績証明書(前在籍大学等が発行したもの)
- ③卒業・退学証明書:成績証明書に卒業・退学の記載があれば不要です。
- ④履修要項・シラバスまたは授業内容を判断できる書類(コピー可)
- ⑤学力に関する証明書(教員免許取得を希望する場合)
- ⑥教員免許状の写し(教員免許取得を希望する場合:該当者のみ)

4. 認定審議:2018年4月26日(木)教務委員会にて審議されます。

5. 認定根拠規定:洗足学園音楽大学学生その他の大学等における学修による単位等及び入学前の既修得単位等の認定に関する規程

6. 申請上の注意事項

- ①原則として、「前大学等において修得した科目(以下、前大学等修得科目)」の単位数は、「認定を申請する本学の科目(以下、申請科目)」の単位数以上である必要があります。

【前大学等修得科目】 科目 A(1単位)	→	【申請科目】 科目 a(1単位)	OK
-------------------------	---	---------------------	----

【前大学等修得科目】 科目 B(2単位)	→	【申請科目】 科目 b(1単位)	OK
【前大学等修得科目】 科目 C(1単位)	→	【申請科目】 科目 c(2単位)	NG

- ②但し、複数の「前大学等修得科目」の単位数を合計し、1つの「申請科目」を申請することもできます。

【前大学等修得科目】 科目 D(2単位)	+	【前大学等修得単位】 科目 E(1単位)	→	【申請科目】 科目 d(3単位)	OK
-------------------------	---	-------------------------	---	---------------------	----

- ③また、「前大学等修得科目」の単位数を超えない範囲で、分割して複数の「申請科目」を申請することもできます。

【前大学等修得科目】 科目 F(3単位)	→	【申請科目】 科目 f(1単位)	+	【申請科目】 科目 g(2単位)	OK
-------------------------	---	---------------------	---	---------------------	----

- ④申請書類に記入された「前大学等修得科目」名と、成績証明書に記載された科目名が一致していない等、申請内容に不備があった場合、当該科目についての申請は無効となる場合がありますので、不備の無いように申請してください。

- ⑤既修得単位として認定された科目は、GPA の計算から除外されます。

《資料》

【洗足学園音楽大学学則】

- 第45条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に**大学又は短期大学**において履修した授業科目について修得した単位(第 50 条の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学所定により単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したとみなし、又は与えることのできる単位数は、**編入学、転入学、再入学の場合を除き**、本学において修得した単位以外のものについては、**合わせて 60 単位を超えないものとする**。
- 4 **編入学した者**については、本条第1項及び第2項により修得したとみなし、又は与えることのできる単位数は、**合わせて 70 単位を超えないものとする**。

教職に関する科目の単位認定

【教育職員免許法施行規則】

第10条の7 認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学に限る。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第30条第1項（大学院設置基準第15条において準用する場合を含む。）、短期大学設置基準第16条第1項又は専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第22条第1項 若しくは第28条第1項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。この場合において、**当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあつては、第2条から第6条、第7条、第9条、第10条、第10条の3及び第10条の4に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、中学校教諭の二種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。**

- 2 免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する大学の認めるところにより、認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第28条（大学院設置基準第15条において準用する場合を含む。）、短期大学設置基準第14条又は専門職大学院設置基準第21条 若しくは第27条の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。

【教育職員免許法 別表第一】

第1欄		第2欄	第3欄		
所要資格 免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	20	31	32
	一種免許状	学士の学位を有すること	20	31	8
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること	10	21	4
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	20	23	40
	一種免許状	学士の学位を有すること	20	23	16